

基準 3 教員及び教育支援者

(1) 観点ごとの分析

観点 3-1-①： 教員組織編制のための基本の方針を有しており、それに基づいて教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされているか。

【観点到係る状況】

本学の教員組織編制に当たっては、「短期大学設置基準」を踏まえ、本学の目的の確実かつ効率的な実現を図ることを基本の方針とし、「会津大学短期大学部学内運営組織等に関する規則」（前出表 2-9）を定めている。

専任教員は、担当する各学科の専門教育科目を基準として、産業情報学科、食物栄養学科及び社会福祉学科のいずれかに所属するものとしている。教育課程を遂行する上で中核となる各学科においては、各学科長が学科の運営を管理し、所属教職員を指揮監督している。また、学科に所属する専任教員で構成された各学科会議において、教育計画、教務、厚生補導及び進路指導等学科内全般の運営について審議している。

【分析結果とその根拠理由】

教員組織編制に当たっては、本学の目的の確実かつ効率的な実現を図ることを基本の方針として、各学科に学科長と学科会議を置くことによって、学科内での連携が確保され、責任の所在が明確にされた教員組織が編成されている。以上のことから、本観点を満たしていると判断する。

観点 3-1-②： 教育課程を遂行するため、各学科（専攻課程を含む。）に必要な教員が確保されているか。また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置しているか。

【観点到係る状況】

現在、本学の教員の構成は、表 3-1 及び表 3-2 に示すとおりである。

表 3-1 教員の構成

学科	教授	准教授	講師	計	助手	非常勤講師
産業情報学科	5	7	1	13	0	43
食物栄養学科	3	3	1	7	3	22
社会福祉学科	3	3	1	7	0	30
(教養基礎)	—	—	—	—	—	17
計	11	13	3	27	3	112

※ 教養基礎に係る専任教員は産業情報学科に所属している（准教授 1 名）。

表 3-2 必要教員数に対する教員数、教授数とその割合

学科	入学定員	設置基準		専任教員	教授数	必要教員数に 占める教授の 割合
		入学定員	教員数			
産業情報学科	60	100 まで	7	13	5	71.4%
食物栄養学科	40	100 まで	5	7	3	60.0%
社会福祉学科	50	100 まで	7	7	3	42.9%
計	150		19	27	11	57.9%

(1) 専任教員の配置について

教員組織編制のための基本的方針に沿って専任教員を配置し、設置基準に定める必要教員数の基になる入学定員の半分ほどを本学の入学定員としているために、本学では少人数教育が可能となっている。

また、教育上主要と認める授業科目である卒業必修科目（選択必修科目、卒業研究ゼミ、卒業研究及び特別演習を除く。）の平成 22 年度入学生分については、産業情報学科 7 科目（10 科目中）、食物栄養学科 13 科目（16 科目中）、社会福祉学科 9 科目（14 科目中）に専任の教授及び准教授を配置している。

なお、教員の転出等による補充においては、学科の将来や社会情勢を踏まえた上で転出した教員の担当科目を専攻する教員を原則として採用している。

(2) 非常勤講師の配置について

非常勤講師については、会津大学短期大学部教員選考基準を踏まえて選考の上、委嘱している。現在、専門的で多様な教育内容を確保するため、112 人に委嘱している。

【分析結果とその根拠理由】

本学の目的に沿った教育課程に必要な教員（専任教員と非常勤教員）を確保し、短期大学設置基準別表第一に定められた必要教員数を満たしている。また、本学の教育上主要と認める授業科目には専任の教授又は准教授を配置している。以上のことから、本観点を満たしていると判断する。

観点 3-1-③： 短期大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられているか。

【観点到係る状況】

平成 18 年度の法人化以降、教員を採用する必要が生じた際には、原則公募によっている（資料 3-1-3-A 公募通知）。採用の状況は、表 3-3 のとおりである。

また、外国籍の専任教員は社会福祉学科に 1 人となっている。学科・コース別年代別男女別構成は、表 3-4 のとおりである。

なお、抜群の成績を挙げた者等を表彰する職員表彰規程を設けている。

表 3-3 教員採用実績

採用年月	学科	職位	備考
平成 19 年 4 月	食物栄養学科	准教授	1 名
	食物栄養学科	助手	1 名
	社会福祉学科	講師	1 名
平成 19 年 10 月	産業情報学科	准教授	1 名
	社会福祉学科	講師	1 名
平成 20 年 4 月	食物栄養学科	助手	1 名
平成 20 年 10 月	食物栄養学科	助手	1 名
平成 21 年 4 月	社会福祉学科	教授	1 名
	食物栄養学科	助手	1 名 (県からの派遣)
平成 22 年 4 月	社会福祉学科	教授	1 名
	食物栄養学科	助手	1 名

表 3-4 学科・コース別年代別男女別構成 (平成 22 年 5 月 1 日現在)

学科	60 代		50 代		40 代		30 代		20 代		計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
産業情報学科	2	0	3	0	4	0	4	0	0	0	13	0
食物栄養学科	2	1	0	4	0	1	1	1	0	0	3	7
社会福祉学科	0	0	1	0	2	2	0	2	0	0	3	4
計	4	1	4	4	6	3	5	3	0	0	19	11

【分析結果とその根拠理由】

優秀な教員を採用するべく公募制を採っており、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられている。

なお、教員の年代別男女別構成 (表 3-4) に関しては、各年代にわたって均衡のとれた年齢構成となっている。また、性別については、産業情報学科の教員が男性のみとなっているが、当該分野における教育・研究者の男女構成が影響しているものと考えている。以上のことから、本観点を満たしていると判断する。

**観点 3-2-①： 教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされているか。
特に、教育上の指導能力の評価が行われているか。**

【観点到係る状況】

本学における教員の採用や昇任に関わる選考方法と選考組織については、「会津大学短期大学部教員選考規程」(表 3-5) に定められている。教員の選考基準は、教員の備えるべき能力や条件として、人格、学歴、職歴、教授能力、研究業績、教育業績、学会及び社会における活動、健康等について「会津大学短期大学部教員選考基準」(表 3-6) に定められている。また、教員の昇任に関わる選考基準については、これまで個々の選考でその都度審議されていたものを明確化し、平成 21 年 3 月に「会津大学短期大学部教員の昇任人事に関する申し合わせ

事項」(資料3-2-1-A)として定め、職位ごとの教歴、教育・研究上の業績、学内運営への貢献、社会貢献等から構成される審査基準を定めた。

表3-5 会津大学短期大学部教員選考規程(抜粋)

<p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、会津大学短期大学部における教授、准教授、講師、助教及び助手(以下、「教員」という。)の選考の諸手続について必要な事項を定める。</p> <p>(発議)</p> <p>第2条 教員の選考は、採用及び昇任とし、その発議は、当該学科長から要求があったとき、学長が行う。</p> <p>2 採用に関する選考は、一般公募又はその他の方法により開始するものとする。</p> <p>3 学科長は学科会議に諮り、所属教員総数の3分の2以上の同意がなければ第1項の要求を行うことができない。</p> <p>(調整)</p> <p>第3条 学長は前条に規定する要求があったときは、会津大学短期大学部部科長会議(以下「部科長会議」という。)に諮らなければならない。</p> <p>2 学長は、部科長会議において、選考の発議の調整が整ったときは、教授会に報告しなければならない。</p> <p>(選考委員会)</p> <p>第4条 学長が選考を教授会に提案するときは、当該選考の対象となる者(以下「被選考者」という。)の個人調書(様式第1号)及び教育研究業績書(様式第2号)を教授会に提出しなければならない。</p> <p>2 学長は、教授会に諮って、選考に係る審査が必要と認めたときは、選考委員会(以下「委員会」という。)を設置する。</p> <p>(委員会の構成)</p> <p>第5条 専任教員の委員会は、原則として当該学科の所属教員のなかから選出する委員3名及びその他の学科の所属教員のなかから選出する委員2名をもって組織する。</p> <p>2 非常勤講師の委員会は、原則として当該学科の所属教員のなかから選出する委員3名をもって組織する。</p> <p>(選考委員)</p> <p>第6条 前条に規定する当該学科の所属教員のなかから選出する委員は、当該学科長が学科会議に諮り、学長が部科長会議の議を経て教授会に推薦する。</p> <p>2 前条第1項に規定するその他の学科の所属教員のなかから選出する委員は、学長が部科長会議に諮り教授会に推薦する。</p> <p>3 選考委員は、教授会構成員(助手を除く。以下同じ。)の投票により教授会構成員の3分の2以上を得票した者とする。</p> <p>(選考委員長)</p> <p>第7条 委員会には選考委員長を置く。</p> <p>2 選考委員長は委員の互選により選出する。</p> <p>3 選考委員長は委員会を招集し、議長となる。</p> <p>(委員会の定足数)</p> <p>第8条 委員会は選考委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。</p> <p>(意見の聴取等)</p> <p>第9条 選考委員長は、必要と認めたときは、委員会に諮り学外の有識者に意見を求め、又は調査を依頼することができる。</p>

- 2 選考委員長は、委員会に諮り、委員以外の本学教員に、意見を聴取することができる。
- 3 選考委員長は、専任教員の選考について必要と認めるときは、委員会に諮り、被選考者に面接することができる。
- (審査及び報告)
- 第10条 委員会は、別に定める選考基準により、被選考者の人物、研究業績、教育業績、学会及び社会における活動、健康状況等を審査して、推薦の可否を決定し、教授会に報告しなければならない。
- 2 委員会は、被選考者が多数いる場合、被選考者を若干名に絞り込むための予備選考を当該学科に委任することができる。
- 3 委員会の議事は、3分の2以上の多数をもって決する。
- (選考の議決)
- 第11条 学長は前条に規定する選考委員長の報告に基づき、教員の選考について教授会に諮るものとする。
- 2 教授会は、教授会構成員の3分の2以上の出席を必要とし、出席者の3分の2以上の多数をもってこれを決する。

表3-6 会津大学短期大学部教員選考基準

- (選考の基準)
- 第2条 教員の選考は、人格、学歴、職歴、教授能力、研究業績、教育業績、学会及び社会における活動、健康等について行うものとする。
- (教授の資格)
- 第3条 教授となることのできる者は、次の各号の一に該当し教育研究上の能力があると認められる者とする。
- (1) 博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、研究上の業績を有する者
 - (2) 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者
 - (3) 芸術上の優れた業績があると認められる者及び実務的な技術の修得を主とする分野にあっては実務的な技術に秀で教育の経歴のある者
 - (4) 大学（短期大学を含む。以下同じ。）において教授の経歴のある者
 - (5) 大学において准教授の経歴があり、教育研究上の業績があると認められる者
 - (6) 高等専門学校において教授又は准教授の経歴があり、教育研究上の業績があると認められる者
 - (7) 研究所、試験所、病院等に10年以上在職し、研究上の業績があると認められる者
 - (8) 特定の分野について、特に優れた知識及び経験を有する者
- (准教授の資格)
- 第4条 准教授となることのできる者は、次の各号の一に該当し、教育研究上の能力があると認められる者とする。
- (1) 前条に規定する教授となることのできる者
 - (2) 大学において准教授又は専任の講師の経歴がある者
 - (3) 高等専門学校において准教授又は専任の講師の経歴がある者
 - (4) 大学において3年以上又は高等専門学校において5年（学士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者にあつては3年）以上助手又はこれに準じる職員としての経歴がある者
 - (5) 修士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者
 - (6) 研究所、試験所、病院等に5年以上在職し、研究上の業績があると認められる者
 - (7) 特定の分野について、特に優れた知識及び経験を有する者
- (講師の資格)

第5条 講師となることのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 第3条又は前条に規定する教授又は准教授となることのできる者
- (2) 特定の分野について、教育上の能力があると認められる者
(助手の資格)

第6条 助手となることのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 学士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者
- (2) 前号の者に準じる能力があると認められる者

教員の採用・昇任を行う場合には、当該学科長から学長に申請し、学長は部科長会議において調整の上、教授会において選考委員会を設置して採用及び昇任等についての選考方法等を決定する（資料3-2-1-B 公募例）。選考委員は当該学科から3名、他学科から2名の計5名を教授会において選出する。公募情報の発信については、本学ホームページ及び独立行政法人科学技術振興機構「研究者人材データベース [JREC-IN]」等を利用している。選考委員は書類審査、面接、模擬授業等を実施し、選考基準により被選考者の人物、研究業績、教育業績、学会及び社会における活動、健康状況等を審査して、教授会への推薦の可否を決定し、選考結果を教授会に報告する。教授会では、報告結果に基づいて審議を行い、投票数の3分の2以上の多数をもって議決している。

【分析結果とその根拠理由】

教員の採用や昇任は、「会津大学短期大学部教員選考規程」、「会津大学短期大学部教員選考基準」及び「会津大学短期大学部教員の昇任人事に関する申し合わせ事項」の定めにより公正に審査し、適切に運用している。以上のことから、本観点を満たしていると判断する。

観点3-2-②： 教員の教育活動に関する定期的な評価が行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。

【観点に係る状況】

教員の教育活動の評価については、定期的実施してきた自己点検・評価報告書（別冊資料C）の中で研究業績や社会との連携等の収録を中心として実施してきた。また、学生による授業評価を前期・後期の2回実施しており、各教員はこの評価結果を授業科目毎に分析して評価結果に対する意見や授業改善の方向性等について回答している（平成21年度回答率は、常勤教員96.8%、非常勤講師44.7%）。授業評価結果については、学内ウェブに掲載するとともに、図書館に配架している。

平成18年度からは、評価委員会の教員評価基準検討小委員会において教員評価に関する基準作りに着手し、平成21年度分から専任の全教員が業務活動実績報告書（様式は資料3-2-2-A）を提出することを義務化した。評価は教育、研究、学内運営、社会貢献とし、それぞれに評価指標を設定し、それぞれの達成状況、優れた点、改善を要する点として自己評価を行い提出するようにしている。

この業務活動実績報告書により把握された事項に対する取扱い、評価のあり方、優遇措置の是非、運用方法、顕彰制度等については、議論を進めている。

【分析結果とその根拠理由】

自己点検・評価報告書や学生による授業評価結果等により教育活動に対する定期的な評価が行われており、その結果把握された事項に対して改善に向けた取組みがなされている。また、業務活動実績報告書の報告義務化により教育活動に関する定期的な評価が行われている。以上のことから、本観点を満たしていると判断する。

観点 3-3-①： 教育の目的を達成するための基礎として、教育内容等と関連する研究活動が行われているか。

【観点到に係る状況】

各教員の主要研究分野・業績と担当科目との相関は、自己点検・評価報告書の「個人研究業績等」(別冊資料C P131~162) のとおりである。また、各科目の概要は「シラバス」(表 3-7) のとおりである。これらの資料や表 3-8 から分かるように、研究分野及び業績を通覧すると、各科目とも担当教員の専攻研究分野の範疇内にあり、概ね双方が対応していることが認められる。

表 3-7 シラバス URL 一覧

■産業情報学科	
教養基礎科目	http://www.jc.u-aizu.ac.jp/02/14.html
経営情報コース 専門教育科目・自由科目	http://www.jc.u-aizu.ac.jp/02/22.html
デザイン情報コース 専門教育科目・自由科目	http://www.jc.u-aizu.ac.jp/02/32.html
■食物栄養学科	
教養基礎科目	http://www.jc.u-aizu.ac.jp/02/40.html
専門教育科目・自由科目	http://www.jc.u-aizu.ac.jp/02/46.html
■社会福祉学科	
教養基礎科目	http://www.jc.u-aizu.ac.jp/02/53.html
専門教育科目・自由科目	http://www.jc.u-aizu.ac.jp/02/59.html

表 3-8 各学科専任教員の研究テーマ及び担当授業科目

所属教員	主な業績	授業科目
産業情報学科 教授 時野谷 茂	<ul style="list-style-type: none"> ・デザイン手法の研究 コンピュータプログラムによるD. A. Normanのデザイン思想の研究 (1)、(2) (会津大学短期大学部研究年報、第51号、第61号) ・工業化住宅の住戸平面作成とその評価に関する研究 (「会津大学短期大学部研究年報」 第55号) ・桐材を用いたパーティションユニット、カウンター、組み立て式遊具、段差調整機能付床ブロックのデザイン並びに試作等 (地域資源活用型研究開発事業成果報告書 2007, 2008) ・日本近代建築の保存・再活用に関する研究 旧報徳銀行水海道支店 (会津大学短期大学部研究年報、第64号) 	デザイン計画論、デザイン史、デザイン情報概論、デザインプロセス論、デザインプロセス論演習、デザインアイテム論、デザイン実習 I、卒業研究ゼミ I・II

	<ul style="list-style-type: none"> ・中国民家研究ノート（会津大学短期大学部研究年報、第62号） ・Terraced Houses In London - Facade composition analysis from to wnscape viewpoint (Third Asia Design Conference Proceeding 1998. 10) 	
<p>食物栄養学科 教授 高橋 君子</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・Close similarity between cultured human omental mesothelial cells and endothelial cells in cytochemical markers and plasminogen activator production. (In Vitro Cell. Dev. Biol., 27A(7), 1991) ・Lung capillary endothelial cells produce and secrete urokinase-type plasminogen activator. (Am. J. Respir. Cell Mol. Biol., 7(1), 1992) ・Increased secretion of urokinase-type plasminogen activator by human lung microvascular endothelial cells. (Am. J. Physiol., 27 (Lung Cell. Mol. Physiol.), 1998) ・Preservation of the characteristics of the cultured human type II alveolar epithelial cells. (Lung, 182(4), 2004) ・Human lung fibroblasts cultivated with HFDM-1 reduced both the secreted PAI-1 and the surface uPA activities. (Tiss. Cult. Res. Commun., 26(2), 2007) 	<p>食品衛生学、食品衛生学実験、健康栄養情報論 I・II、解剖生理学実習、基礎演習、卒業研究 I・II</p>
<p>社会福祉学科 教授 林 恵津子</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・The effect of melatonin on sleep/wake rhythm -The sleep diary of an autistic patient living with his own family - (Psychiatry and Clinical Neurosciences, 54, 2000) ・Seasonal changes in sleep and behavioral problems in a pubescent case with autism. (Psychiatry and Clinical Neurosciences, 55, 2001). ・Sleep in persons with intellectual disabilities: A Questionnaire survey. (Japanese Journal of Special Education, 39 (6), 2002.) ・Daytime drowsiness and response to human stimuli in a child with severe intellectual and physical disabilities: Observation on eye-blink and daytime napping. (Sleep and Biological Rhythms, 4(1), 2006.) ・「重症心身障害児における運動の意図性評価—脳波基礎律動の事象関連性変動による事例検討—」（長崎大学教育学部紀要—教育科学—73、2009） 	<p>障害者福祉論、障害児保育論、社会福祉援助技術演習（保育）、社会福祉実習指導 I・II、社会福祉実習、保育実習 Ia・III、特別演習</p>

【分析結果とその根拠理由】

教育の目的を達成するために、全学的に教育内容等と関連した研究活動が展開されている。以上のことから、本観点を満たしていると判断する。

観点 3-4-①： 短期大学において編成された教育課程を遂行するに必要な事務職員，技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。

【観点に係る状況】

教育支援者として、事務職員、技術職員、実習助手等を配置している。

事務局の専任の事務職員等は、事務職員として事務局短期大学担当次長1名、短期大学事務室長1名、総務係（庶務、経理、企画）に4名、学生係（教務、入試、学生支援）に5名、技術職員として学生係（コンピュータセンター運営）に1名を配置するとともに、公用車運転業務等に当たる嘱託職員1名を配置している。また、附属図書館には司書1名と司書資格を有する臨時事務補助員1名を配置している。事務局専任職員の事務分担表は、資料3-4-1-Aのとおりである。さらに、キャリア支援センター嘱託職員に2名、地域活性化センター嘱託職員に1名を配置している。

本学では、専門の演習、実習科目を多く開設しているため、食物栄養学科に専任教員として助手3名を配置しているほか、産業情報学科に4名、社会福祉学科に1名の非常勤実習助手を委嘱している（別冊資料B 学生便覧P105、100、108）。

産業情報学科では、「授業支援一覧」（資料3-4-1-B）に示すように4名の実習助手を配置しているほか、コンピュータ関連科目においては必要に応じてステューデント・アシスタントを配して教育支援を行っている。

食物栄養学科は、本学が栄養士養成施設校であるため、栄養士法施行規則第9条5項「・・・専任の助手の数は、三人以上であり、そのうち二人以上は管理栄養士であること。」に基づき、3名の助手を配置している。なお、助手3名はいずれもが管理栄養士である。その選考と配置関係は資料3-4-1-C「食物栄養学科助手の選考と配置」とおりである。

社会福祉学科は、本学が社会福祉士養成施設校と保育士養成施設校であるため、それぞれの資格を取得するための学外実習に係る事務補助者として、嘱託職員の実習助手1名を配置している。

【分析結果とその根拠理由】

教育課程を展開するのに必要な事務職員、助手等は適切に配置されている。以上のことから、本観点を満たしていると判断する。

（2）優れた点及び改善を要する点**【優れた点】**

本学は教育目標を達成するための教員数が専門分野別に確保されているとともに、職名別や年齢層別に均衡のとれた人員構成になっている。これは公募制による教員採用が十分に機能していることによる。

また、平成21年度分から専任全教員の業務活動実績報告書を提出することを義務化している。

【改善を要する点】

現在配置されている13名の専任の事務職員等のうち11名が福島県からの派遣職員であり、数年間の勤務により転出することによって、大学法人運営についての専門的なスキルを持つ職員が少ないことが課題であることから、SD（スタッフ・ディベロップメント）研修への参加や法人職員の採用を一層進めていく必要がある。

(3) 基準3の自己評価の概要

- ・本学教員については、本学の教育課程を遂行する上で適切な教員組織編成がなされ、また、教育上主要な授業科目には専任の教授及び准教授を配置している。(観点3-1-①②)
- ・優秀な教員を確保するために公募制を採用するとともに、教員の採用基準や昇任基準を明確に定めている。(観点3-1-③、3-2-①)
- ・平成21年度分から専任全教員の業務活動実績報告書を提出することを義務化している。(観点3-2-②)
- ・教育内容に関連した研究活動が行われている。(観点3-3-①)
- ・教育活動の展開に必要な事務職員、技術職員、実習助手等の教育支援者は確保されている。(観点3-4-①)